

第五十七号議案

市長の給与及び退職手当の特例に関する条例制定の件

市長の給与及び退職手当の特例に関する条例を次のように定める。

令和七年六月五日提出

箕面市長 原 田 亮

箕面市条例第 号

市長の給与及び退職手当の特例に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、令和六年八月二十七日に在職する市長の給料の月額及び退職手当の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料の月額の特例)

第二条 令和六年八月二十七日に在職する市長の給料の月額は、令和八年一月一日から継続して当該市長が在職する間、箕面市特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十五年箕面市条例第十四号）別表の規定にかかわらず、同表に定める額に百分の七十から百分の百十までの範囲内において規則で定める割合を乗じて得た額とする。ただし、同条例第四条に基づき支給する期末手当の額の算定の基礎となる給料の月額は、同表に定める額とする。

(退職手当の特例)

第三条 令和六年八月二十七日に在職する市長の退職手当は、同日から継続して当該市長が在職する間、箕面市特別職の職員の退職手当に関する条例（平成元年箕面市条例第二十号）第二条の規定にかかわらず、支給しない。

(委任)

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

市政運営に対する評価の結果を市長の給与に反映する市民評価連動型給与制度の導入に伴い、市長の給料の月額の特例を定めるとともに、市長の退職手当を支給しないこととするため、本条例を制定するものである。